

共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行規則案に関する意見募集の結果について

令和 5 年 1 2 月 2 0 日
厚生労働省
老健局認知症施策・地域介護推進課

共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行規則案について、令和5年10月4日（水）から同年11月2日（木）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	認知症の定義については現在記載されているものに加えて、特発性正常圧水頭症や甲状腺機能低下症など「treatable dementia」に分類されるものも明記すべきと考えます。「認知症＝治療できない」というイメージを定着させすぎないよう、現時点で明らかになっているものは記載したほうが良いのではないのでしょうか。	認知症の原因疾患のうちのほとんどをアルツハイマー病と脳血管疾患が占めるため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令案では、これらの原因疾患を代表させることとした上で、そこから本省令案に定める精神疾患を除くこととしました。

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。